

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 児童福祉施設は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、入所者その他児童が心身ともに健やかにして社会に適応するように育成されることを目指すものでなければならない。

- 2 児童福祉施設は、入所者その他児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第三条 児童福祉施設（次項の児童福祉施設を除く。）は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に入所者その他児童の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備すること。
 - 二 非常災害に備えるため、前号の計画及び体制の内容を職員に周知させるとともに、定期的に避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練を行うこと。
 - 三 前号の避難訓練及び消火訓練は、可能な限り、少なくとも毎月一回は、これを行うこと。
- 2 児童福祉施設（屋外の児童厚生施設に限る。）は、前項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、非常災害時の入所者その他児童の安全及び入所者その他児童に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、他の社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(記録の整備等)

第四条 児童福祉施設は、職員、財産及び収支の状況を明らかにする記録を整備しなければならない。

- 2 児童福祉施設は、入所者の処遇の状況を明らかにする記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(保育所の乳児室又はほふく室の面積)

第五条 保育所の乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満二歳未満の幼児一人につき三・三平方メートル以上とする。

(保育所の保育士の数)

第六条 保育所の保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(その他の基準)

第七条 第二条から前条までに定めるものを除くほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築中のものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第五条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間は、同条中「乳児又は」とあるのは、「乳児室の面積にあ

っては乳児又は満二歳未満の幼児一人につき一・六五平方メートル以上とし、ほふく室の面積にあつては乳児又は」とする。

(保育所の保育士の数に係る経過措置)

- 3 乳児四人以上を入所させる保育所の第六条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。
(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)
- 4 認定こども園の認定の要件を定める条例(平成十八年愛知県条例第六十号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 (略)
(保育所の保育士の数に係る特例)
- 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。)が不足していることに鑑み、当分の間、第六条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を置かなければならない。
- 7 前項の事情に鑑み、当分の間、第六条に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 8 附則第六項の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第六条に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 9 前二項の規定を適用するときは、保育士(児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第三項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二項の規定の適用がないとした場合の第六条により算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。

附 則(平成二十六年七月八日条例第五十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年十二月二十四日条例第七十二号抄)

改正 平成二八年 七月 八日条例第四三号

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に存する認定保育所(前項の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条に規定する認定保育所をいう。)の保育士の数の算定については、この条例の施行の日から五年間は、同項の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条中「満三歳以上満四歳未満の幼児」とあるのは「満三歳以上の幼児のうち、幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園をいう。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児おおむね三十人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の幼児のうち、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))と、「満四歳以上の幼児」とあるのは「満四歳以上の幼児のうち、長時間利用児」とする。

附 則(平成二十八年七月八日条例第四十三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成二十六年愛知県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)